

## 会 議 録

<b>会 議 名</b> (付属機関等名)	第5回川西市行財政改革審議会		
<b>事務局(担当課)</b>	総合政策部政策創造課		
<b>開 催 日 時</b>	令和元年 11 月 7 日(木) 17 時 30 分から 19 時 00 分		
<b>開 催 場 所</b>	市役所4階 庁議室		
<b>出 席 者</b>	<b>委 員</b>	上村 敏之委員、 樫野 孝人委員、 足立 泰美委員、 福田 直樹委員、 東 朋子委員、 田辺 彰子委員	
	<b>そ の 他</b>		
	<b>事 務 局</b>	松木総合政策部長、船木総合政策副部長、今岡企画財政課長、的場政策創造課長、野田政策創造課長補佐、中村主査、夢田	
<b>傍聴の可否</b>	可	<b>傍 聴 者 数</b>	2人
<b>傍聴不可・一部不可の場合は、その理由</b>			
<b>会 議 次 第</b>	1. 開会 2. 議事 (1) 財政健全化条例の骨子案について (2) 施設使用料の見直しについて (3) 行財政改革における事業再検証の中間答申について (4)その他 3. 閉会		
<b>会 議 結 果</b>	別紙審議経過のとおり		

## 審議経過

事務局	<p>ご案内していた時間が参りましたので、ただいまより第5回行財政改革審議会を開会いたします。</p> <p>皆様におかれましてはご多忙にかかわらず、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の議題は財政健全化条例の骨子案、施設使用料の見直し、事業再検証の中間答申についてとなります。</p> <p>本日も活発なご議論をいただきたいと存じますので、何卒よろしく願いいたします。</p> <p>それでは上村会長よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は財政健全化条例の骨子案、施設使用料の見直し、事業再検証の中間答申について議論したいと思います。</p> <p>それではまず、財政健全化条例骨子案について議事を進めたいと思います。資料1-1で条例の骨子案、資料1-2として委員のみなさんが提出された質問に対する回答を事務局でまとめていただいています。この資料をご覧いただき、これまでの議論を踏まえ、議論をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この骨子案の議論は今後どのように進められる予定でしょうか。</p>
事務局	<p>来年3月の市議会に条例案を提出するというのが一つの目標です。皆様におかれましては、こちらの骨子案について、例えば重要なポイントが漏れていないかとか、考え方が妥当かどうか、そのあたりのチェックをしていただきたいと考えております。</p> <p>次回もご議論いただく時間を設けていますので、本日の議論をもとに骨子案に修正が必要であれば修正等させていただき、次回の審議会で骨子案を確定させていただくような流れで考えています。</p>
委員	<p>指標1の基金確保比率の5%について、次の3つの視点で考えた場合に、少し危険ではないかなと考えています。</p> <p>1つ目は、国が基準として考えている基金確保比率、こちらについては1割、いわゆる10%が表記されている点。</p> <p>2つ目は、財政運営計画の中に公共施設の整備の影響を含んでいきたいと回答しているが普通会計、特別会計、地方公営企業会計、第3セクターとか一部事務組合に入ってくると思うが、それらを網羅する形での5%は低すぎるではないかという点。</p>

	<p>3点目は、川西市の現状が6%弱であるという点。</p> <p>この3つの視点で考えた場合に、今後、社会情勢がどのように変わるかわからない中でこの数値が独り歩きしてしまうかもしれない。今は6%の現状だから5%が妥当だというふうに解釈できますけれども、10年20年経ったときに、この5%に設定した解釈がしっかりされるのか。簡単に言うと、財政健全化条例の見識がない方が見た場合、5%をクリアしたから問題ないとか、川西市は財政が豊かであるとか、そういう解釈をされた時には、正確に解釈がなされていないって判断になると思います。ならば、既に財政健全化法とかで、ある程度幅を持たせて表記しているところに、あえて数値を設定する必要があるのか。ここは少し論点として考えてもいいかなという印象を受けています。</p> <p>3つの理由を考えた時点での分析ですね。10年20年に耐えうるだけの条例になっているかどうかという視点での意見ですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>基金確保比率が5%という設定について、この5%を確保していればそれでいいのかというと、必ずしもそういうものではないと考えています。目標は状況によって変わります。その目標に関しては、財政運営計画で定めていくという考えで数値の設定をされています。10年20年先の時代が変わっていく中で、この5%というのが妥当かというところの見直しは、必要になってくると思います。</p>
委員	<p>基本理念1の計画的な財政運営の中にも「公共施設を整備する場合、後年度の影響を考慮しなければならない」と書いてあって、基本理念2の規律ある財政運営でも言い方を変えて「市債の発行においては、後年度の影響に留意しなければならない」と書いてある。分けて書かれている意図は何ですか。</p>
事務局	<p>まず公共施設を整備の場合は、当然市債の発行が伴うパターンが多いですけれども、それ以外の施設を運営するコストなどは後年度の財政運営に影響が出てきますので、それも含めた考え方としています。</p> <p>一方で、規律ある財政運営は市債の発行の後年度の償還金が財政運営に与える影響を考慮しなければならない。市債の発行に限定する形で書いています。分けているのは、そういった考え方からです。</p>
委員	<p>今の説明だと、結局「財政運営にあたっては将来世代に過度の負担を起こさないように留意しなければならない」に含まれるような気がする。ここに後年度の財政運営への影響を考慮しなければならないっていうのを持ってこられた意図をもう一度お願いしてもいいですか。</p>
事務局	<p>施設を整備する時の投資額に関しては、その時に投資という形でお金を投</p>

	<p>入するというので幾らかかったかというのが目に見えて良くわかる部分になるのかと思います。</p> <p>ただ、後年度にどれくらい影響があるかというのはあまり見えない。現時点で例えば市債を 100% 充当でき、一般財源負担がないから、投資しようという判断をした時に、今は確かに負担がないですが、後年度に実は財政負担が乗ってくるというところが見えにくい部分もある。そこをきちっと見ないといけないというところで、後年度の財政運営の影響というところをポイントとして挙げているところがございます。</p>
委員	<p>「市債の発行においては」に限定する必要があるかどうかということです。公共施設を整備する場合の留意事項としての文言としては、若干わかりにくいかと思います。</p>
委員	<p>なぜ市債が問題になるかというのと、市債については元利償還金に係るお金があります。そういった場合に、地方財政措置がありますので、市債以外の債務を負担してしまった場合に過大な返還を求められる。そういったことが公共施設だから出てくるという問題はよくありがちなところはあります。そのために、公共施設と市債を一つのペアとして議論することは確かに多い印象を受けます。そのため、事務局としてお出しになったのかなっていう感じで私は受けとめました。</p>
委員	<p>公共施設の考え方を基本的な財政運営に書くのは良いと思いますが、後ろの書きぶりが基本理念 2 と似ているので。考え方としては基本理念 2 に含まれるような項目を挙げておられる印象であり、公共施設の考え方をここに書くっていうことを意見しているわけではないです。</p>
委員	<p>例えば、後年度の維持管理費への影響を考慮しなければならない。というのはいいですか。</p>
委員	<p>1 つ目には計画的な財政運営と書かれているが、4 つ目はその結果を公表しなければならないとなっており、透明な財政運営のことなのか計画的な財政運営かわかりにくい。計画的な財政運営と規律ある財政運営もあり、市民目線で言うと、わかりにくい。基本理念 3 の透明な財政運営で「説明責任を果たさなければならない」と書いてあるが、次に「説明するよう努めなければならない」となっている。やらないといけないと書いてあるけど、努力しますって書いている。これではわかりにくいのではないか。</p>
会長	<p>市債の発行についてですが、どちらが計画的な財政運営にあたりますか。</p>

事務局	<p>確かに基本理念1と2両方の意味を含んでいるように見えるところはあるのかなと思います。どちらの理念に属すべき事柄なのかであるとか、わかりにくい部分については、条例を作成していく中で整理していくという必要があると考えています。</p>
事務局	<p>先ほどの基金残高の件ですが、5%でいいのかというのはそもそも思っています。阪神大震災を例に出しているのが少し納得できない。25年も前の事例を出して設定するのは、市民感覚とずれているのではないかと。昨今、様々な災害がある中で、災害負担の考え方や国の負担の考え方も当時から変化していると思う。ルールも社会環境も変わっている、災害も変わってきているのに阪神大震災を例に出して設定しましたというのはどうかと思う。</p> <p>昨今の事情の例に変えていただくことはできないでしょうか。</p>
事務局	<p>昨今の災害でどれぐらいの負担がいるのかなどのシミュレーション等は行っておりません。災害の規模が大きくなると災害救助法が適用され、適用分については市の負担は基本的には無く、国が費用の負担をするという制度もあります。そのため、一般財源の負担は一定抑えられるのではないかと考えているところです。</p>
委員	<p>阪神大震災の例を変えられたらどうですか。他にたくさんの例があると思う。</p>
事務局	<p>川西市だけの例をとると、たまたま地理的に比較的災害による被害が少ないということもあり、あまり例がないということがあります。昨年の台風で大阪府が大きな被害を受けていますので、そういった近隣市の状況を確認させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>これまでの議論を整理すると、基本理念については重複している内容があるというご指摘がありましたので、そこは整理していただきたいと思います。</p> <p>基金確保比率の5%の設定についても、考え方を整理してもらえればと思います。あと事例についても一度調べていただければと思いますが、事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>ご意見いただきましたように、表現の問題や区分けがわかりにくくなっている部分について整理させていただきます。先ほどいただきました災害の事例については、近隣の実例等も調べてみた上で、考え方を精査させていただきます。</p>
委員	<p>意見を補足させてください。先ほどの基金確保比率の5%ですが、近隣市</p>

<p>会長</p>	<p>をよく調べておくというのは重要かと思います。その上で、そもそも5%を出すか出さないかっていう議論もしてもいいと思います。5%に関しては色々なご意見があると思いますので、「出さない」という選択もあるのではないかなと思います。2つ目は公共施設を整備する場合は、基本理念1の計画的な財政運営に公共施設を整備する場合の中長期計画について少し触れておけば、他と差別化できると思いますので、考えていただきたいと思いました。</p> <p>基本理念1と2が重複してわかりにくいという議論が先ほどからありますが、基本理念1で公共施設を整備、基本理念2で市債の発行をあげているということは、事務局としては重要だと感じているからあげておられると思います。最終的にはその重複を避けながらも重要な部分は記載をしていかないといけない、なかなか難しいところがあると思います。</p> <p>他にご意見よろしいでしょうか。</p> <p>先ほど事務局からあったように、今回の議論をもとに、条例の骨子案を再調整いたしまして、次回の審議会でこの骨子案を確定させたいと思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。</p> <p>それでは議事の二つ目です。</p> <p>施設使用料の見直しについて事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本市の施設使用料は、社会経済情勢の変化に伴う物価変動や消費税率が改定されている中でも、長年据え置いており、使用料の妥当性の検証がこれまでできていない状況です。</p> <p>そのため、施設を使用する人と使用しない人との受益と負担の公平性を図るため、使用料の妥当性について検証を行い、皆様のご意見を踏まえ必要に応じて見直しを行いたいと考えています。</p> <p>本日は、本市の現状説明と議論していただきたい内容についての説明をさせていただき、12月2日に予定しています第6回の審議会、2月に予定をしております第7回を含め3回程度、時間をかけてご議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。</p> <p>使用料の見直しについて議論いただくにあたり、本市の状況とどこにどのような施設があり、稼働状況はどうなっているのか。委員の皆様には本市の現状を把握いただきたいということでご用意させていただいております。資料2-1につきましては川西市を地図で表現し、そこに各施設の簡単な情報を入れてあります。稼働率や利用人数につきましては、平成30年度の実績値を記載しています。掲載している施設は全部で28施設ありますが、貸館を実施し</p>

ており、使用料を徴収している施設とご理解いただければと思います。今後、この 28 施設について見直しの検討を進めていきたいと考えています。

続きまして資料 2-2 をご覧ください。

資料 2-2 では、資料 2-1 に記載している施設の貸室料金や稼働率などの詳細を記載しています。こちらに記載している貸室等は各施設の主な貸館だけを抜粋をさせていただいていますのでご了承ください。こちらにつきましても、詳細の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

資料 2-3 をご覧ください。

今回の使用料の見直しに係る基本的な考え方の案をまとめた資料です。皆様のご意見を踏まえ、こちらにつきましても、随時検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1 の使用料の算定方式について、使用料は原価×受益者負担割合で求めるということを考えております。原価については、人件費、管理運営事業費、減価償却費の合計としています。受益者負担割合は後程簡単に説明させていただきます。

2 で原価に含む主な費用と含まない費用を掲載しています。人件費につきましては、給料や職員手当等のサービスの提供や施設の維持管理に直接従事する職員の人件費の計上を考えています。管理運営事業費につきましては、臨時職員の賃金、需用費、役務費や委託料等、施設の維持管理に必要な経費の計上を考えております。最後の減価償却費ですが、これまでは使用料の算定に含んでいなかったという現状もあり、今回の見直し時には施設の維持管理運営に係る経費として追加し、原価に含めていく予定です。次に原価に含まない費用について、土地取得に要した費用と災害時等で一時的、臨時的に要した費用については、含まないという整理を現時点でしています。

資料 2-3 の右上をご覧ください。原価の考え方のイメージ図を簡単にお示しさせていただいています。

続きまして 3 の受益者負担割合につきましては、日常生活上の必要性和民間による提供の可能性の 2 つを縦軸と横軸に置き、それに応じた受益者負担の設定を考えております。

最後に資料 2-4 をご覧ください。

現時点での使用料の算定方法について、課題も含めて整理をした資料です。まず 1 ページ目に現状をまとめています。仮に、この A 公民館の施設コストの原価が 100 万円、受益者負担割合が 75%だと設定した場合、公費で 25 万円、受益者で 75 万円を負担するという形になります。つまり、利用される方で 75 万円を負担していただくこととなります。本市の現状の使用料の算定方法ですが、この 75 万円を利用可能時間で算定し、1 時間あたり 750 円という使用料の設定をしています。

ただ、この施設の稼働率が仮に 40%だとした場合に、利用者が実際に負担

している金額は 30 万円となります。残りの 45 万円は誰が負担をしているのかというと公費負担となっており、つまり利用者と全く関係のない他の市民が負担をしているという状況になっています。ここに関して、課題があると考えており、皆様にご議論いただきたいと思っております。受益と負担の公平性が確保されていないのではないかと問題もありますので、解消するためにはどうすればいいのかというところで、案を 2 つ提示します。

1 つ目は、実際の稼働率に基づいて算定をした場合です。稼働率で算定をすると 1 時間あたり 1,875 円という使用料となり、現状の 750 円から 2 倍以上の金額にはね上がるということになります。ただ、受益と負担の公平性は一定確保できると考えております。

2 つ目は、目標稼働率を設定し、それに基づいた算定をした場合です。稼働率につきましては、行政として稼働率を向上させるという取り組みも行う必要があると考えていますので、それも加味した上で稼働率を設定するのも一つの方法ではないかというところで、提示しています。この施設では、実際の稼働率は 40% のところを仮に稼働率を 5% 上げる目標設定をし、稼働率を 45% で算定をした場合、1 時間あたり 1,666 円となり、金額は上がりますが先ほどの案よりは上げ幅が緩和される形となります。しかし、どのように目標を設定するのかという課題を抱えていると考えています。

資料の説明は以上となります。次に今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

次回の 12 月 2 日の第 6 回の時に、本日の説明や資料踏まえたご議論をいただきたいと考えています。第 6 回でいただいたご意見を踏まえ、市で各施設の使用料の試算シミュレーションを行い、その結果を 2 月頃に予定をしている第 7 回でお示しをし、ご議論いただければと考えています。

第 7 回までですべてを議論するのは難しいと思いますので、来年度まで継続してご審議いただく可能性もございしますが、来年度の日程については、来年度の事業再検証のスケジュールなどとあわせて、スケジュール検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、先ほどの説明や本日の資料について、ご質問やご意見等があれば、事前に頂戴できればと考えております。つきましては、11 月 20 日の水曜日を締め切りとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長

事務局よりご提案があった通り、意見質問等は 11 月 20 日までに事務局に提出いただきまして、その回答などを踏まえまして次回 12 月 2 日の審議会で議論を進めたいと考えていますけれども、よろしいでしょうか

< 異議なし >

ありがとうございます。それでは質問や意見等ありますでしょうか。

委員	今回見直しを検討されている施設には、稼働率を上げるのが困難な施設とホールのように営利目的の利用もあるなど稼働率を上げることができる施設があると思う。これらの施設はすべて同じ考え方で見直しをするということですか。
事務局	考え方は統一をすべきではないかと思いますが、稼働率であるとか、受益者負担であるとかそういう部分は施設ごとに丁寧に見ていく必要があると考えています。
会長	現時点では、基本的には現状整理しかできていない状態だと私は認識しているので、多分突っ込んだ質問はなかなか答えられない。シミュレーションもまだ出来ていない状態なので、事務局が答えられない質問があるかもしれません。
委員	使用料の見直しは市民の皆さんにすごく直接的に影響がありますが、市民や市議会へはどのタイミングで説明をされる予定か。
事務局	審議会の皆様の意見をまだこれからお聞かせいただくので、市の方向性も何も決まっていないため、今後のシミュレーション等でどういう影響が出てくるのかというところを踏まえて、市の方向性などをお示しできたらと考えています。
委員	指定管理者制度を導入している施設もありますが、施設使用料を指定管理者の収益とする利用料金制を採用しないのですか。
事務局	いくつかの施設で利用料金制を採用しているものはありますが、採用している施設は少ないというのが現状です。
委員	今回の見直しは普通会計のみが対象でいいでしょうか。
事務局	普通会計の施設を対象としています。
委員	現状の施設については、現行の規模が今後も続くという前提で議論すればいいでしょうか。例えば、耐震性に問題があるということで、ちょっと規模を縮小する方向性があるのか、それともこの規模を前提として利用料金の議論をするのか、そこを教えていただきたいと思います。
事務局	本市には公共施設等総合管理計画があり、今回対象としている施設はすべ

	<p>て耐震性に問題なく、今後 10 年 20 年の間に規模を縮小するであるとか減らしていくというような方向性は現時点ではありません。</p>
委員	<p>この使用料収入の設定っていわゆるプロダクトアウト型の原価積み上げ方式じゃないと駄目であるとか、法的もしくは条例的なルールがあるのでしょうか。利用者視点の使用料のようなマーケットイン型の設定をしてはいけない、そんなルールはありますか。</p>
事務局	<p>使用料の設定を決める根拠はありません。ただし一般的に市民がわかりやすい方法でいうと、収益を還元する方法というのももちろんあるでしょうけど、一応その施設にかかっている費用を受益者で負担していただきたいというのがわかりやすかったというレベルでこれまでできている、というところです。</p>
委員	<p>今の話ですけど、なぜ普通会計でいいのか聞いたのは、要は普通会計は独立採算方式をとってないじゃないですか。だからこちらのほうの公費が入っているのはごく当たり前の話しですね。ですので、この時点でも普通会計という的を絞った状況であるならば、収益は見ないという回答を想定していたのですが。</p>
事務局	<p>市民にわかりやすい立場から言いましたけど、委員がおっしゃられたとおりでございます。水道、下水道や病院についてはすべて違う方向での視点を持っておりますので、普通会計の場合は収益というところの視点から入っていないということでございます。</p>
会長	<p>より詳細な質問はメールでということですので、今、簡単に答えられそうな質問を出していただけたらと思います。</p>
委員	<p>欲しい情報があるので、それを聞いてもいいですか。一つ一つの施設で設置管理条例が各々違うと思います。考える前提として設置管理条例を送っていただければ助かります。</p> <p>それともう一つは、避難所とかで大きく占めてしまうような、おそらくそれは稼働率を 100 にして計算されるような場合があるのであれば、避難所の場所がどこになるかを教えてください。</p>
事務局	<p>設置管理条例の施設に関わる部分の資料は皆さんに送らせていただきます。それと、先ほどおっしゃっていただいた避難所の部分の条文もあわせて送らせていただきます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうかね。詳細な議論は次回以降ということにさせていただきます。</p>

	<p>きたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは続きまして事業再検証の中間答申にうつりたいと思います。</p> <p>前回の審議会で、事務局から文言の微調整をすることについて、審議会に諮って、了解いただきました。事務局でその検証結果シートの文言の最終チェックをしていただきました。本日はこの中間答申の案の鑑文についての議論をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>答申案は、このような形でまとめようと考えております。どこか修正があれば、この場で事務局が修正し、修正版を審議会で確認後に、市長に渡すという手続きに入りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>これを各部局にご説明になるという確認ですが、この審議会がスタートするとき、優先順位とかコストの話もそうですが、職員の意識を変えていただこうっていうことをすごくおっしゃっていたと思います。この答申だと、考え方としては将来において負担を先送りしないとか、優先順位をつけましょうということを行っているのですが、この文言で職員に響くかっていうとちょっと疑問があります。職員の心に響く文章は思いつかないのですが。伝え方としては、この審議会は、職員の意識、やり方を変えていただくってことが一つの目的だったと思うので、そこが読み取れないのですが、お伝えするときにはお願いします。</p>
会長	<p>そうすると、どこかに文言として入れないといけないと思います。ここで同意できるのであれば、ここでなんらかの文言を入れるのは、ありですし、いかがでしょうか。ただどういう具体的な文言を入れるか。</p>
委員	<p>職員の意識を、ということをおっしゃっていたので、それを訴えかけたい。実際にディスカッションさせていただく中で、ここの部署の人の意識がどうか、こういうふうに変えればいいのになんていうのを具体的に皆さんもそんなに発言されてなかった気がするので、議論していないのにここに書くのがいいのかどうかっていうのもまた1点気にはなります。</p> <p>ですので、目的がそうだったので、そういうふうに動いていただきたいっていうのはあるのですが、ディスカッションの中で皆さんがそういうふうに思われたのなら入れたらいいと思っています。</p>
会長	<p>これは市長宛てなので市長に向けて、多分書いている文言ですよ。市長に職員の意識を向上というのか、それも気にしてください、という文言を追加するとかっていうことですよ。</p>
委員	<p>そうですね。</p>

会長	<p>そうすると、私はやってもいいと思っていますけれども、それをやるのだったらどう変えたら、どこに追記するべきかなってということですね。</p>
委員	<p>見直しを行われたい、の最後にもう 1 行追加するというのはどうでしょうか。</p>
会長	<p>最後の「見直しを行われたい。」の丸の後ですか。 これは今ここで決めてすぐに修正してプリントアウトして出てくるという手筈になっています。ちょっとここで、我々で考えましょう。</p>
委員	<p>市長に出す文書ですよ。具体的な進め方として、職員に対する訴えかけってというのは、この市役所全体の組織として考えることだと思います。 最初、市としてもモチベーションのお話しを出されました。市長にお伝えする内容は、それをサラッとぐらいでいいと思います。 例えばですが、「多くの事業で」って書かれた二つ目の段落がありますよね。その最後の行に、「つなげるよう組織一丸となり見直しを行われたい」とかそれぐらいの文書ぐらいしか入れようがないかなと個人的には思います。そういった感じの表現ぐらいしか今のところ私は思いつかないのですが。</p>
会長	<p>「つなげるよう、組織が一丸となり、」ですか。</p>
委員	<p>そうですね。「見直しを行われたい」っていうのであればニュアンスは伝わるのではないかっていうのが、個人的な今ぱっと浮かんだ意見です。</p>
会長	<p>例えば「市職員が一丸となり」でもいいですか。</p>
委員	<p>そうすると、市長が外野におかれたような感じになってしまわないですか。ニュアンスは、先ほどお話したようなことです。</p>
委員	<p>例えばですが、「今一度原点に立ち返り、質の高い行政サービスの提供につなげるよう見直しを行われたい。また、職員みずから不断の改善を続けていく組織マネジメントを心がけていただきたい。」とかはどうですか。</p>
会長	<p>組織が入ったということですがけれど、いかがですか。</p>
委員	<p>よりわかりやすくなりました。</p>
会長	<p>ではこういう形で取りまとめをさせていただきたいと思います。一度事務</p>

事務局	<p>局にマイクをお返しします。</p> <p>はい、ありがとうございます。  それでは答申書の修正等を行いますので、10分ほど休憩いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;休憩&gt;</p>
会長	<p>それではお手元に修正した答申書をお配りさせていただいております。  ご指摘いただいた通り修正をさせていただいているかと思えます。今一度ご確認をよろしく願いいたします。</p>
委員	<p>すいません。これは好みだと思うのですが、付け加えられたところの最後に「組織マネジメントを心がけていきたい」とあります。「マネジメント」と「を心がける」の間に「の実施」というのを入れたら、よりわかりやすいかなと思いました。「組織マネジメントの実施を心がけていきたい」、これは好みだと思うのですが、最初の修正案でも意味は通じると思えますけれども、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>大きく意味は変わりませんので、最初の修正案でいきたいと思えます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは上村会長より越田市長へ答申をさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>&lt;会長より市長へ答申書手交&gt;</p>
市長	<p>それでは本日の審議会の閉会にあたり、越田市長よりごあいさつを申し上げます。</p> <p>市長の越田でございます。  各委員の皆様におかれましては通常の審議会に比べ、おそらく何倍もご出席をいただき、ご協力をいただきました。  また、まさに筋書きのない中にご議論をいただきまして、我々にとっては厳しい内容もございますが、本当に力強い答申、中間答申をいただいたというふうに思っております。</p> <p>95 事業のうちかなりの部分の事業の見直しというものをご報告いただきましたが、我々はその一つ一つをしっかりとゼロベースで、事業の見直しをしたから単に縮小するというのではなく、その事業がそもそもなぜ事業と</p>

事務局	<p>して始まったのか、どこをめざすのか、そういったことを庁内でしっかり議論するとともに、我々としても議会の皆さんとの議論もそうですし、12月には私みずからがそれぞれの地域に赴いて、この状況などもタウンミーティングでしっかり説明をし、住民の皆さんと対話をしながら、成案にして参りたいと思っております。</p> <p>審議会としては、まだ中間答申ということで、財政健全化条例、また受益者負担の見直し等について、今年度引き続きご尽力をいただきたいと思えます。また約 370 事業のうちの 95 事業でございますので、まだ2年間これからお付き合いをいただかなければいけないところでありますが、まず第1弾の越田市政、川西新時代のこのスタートの一番重要な地点での 95 事業の答申をいただきました。</p> <p>我々も皆さんのご尽力に恥じないようなそんな議論を進めて参って、答申としていただきましたように最後はやはり市長自身の決断によるものが大きいと思っておりますので、そのメッセージをしっかりと受けとめてこれから市政運営に邁進して参りたいと思えます。どうか引き続きのご支援をいただきますよう心からお礼とお願いを申し上げまして、中間答申に当たりましてのご挨拶とお礼とさせていただきますと思えます。</p> <p>本当にありがとうございます。</p> <p>それでは本日の会議はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>次回の日程につきましては、第6回を12月の2日、月曜日午前10時より開催させていただく予定としております。</p> <p>場所は本日と同じく、この庁議室にて予定をしておりますので、皆様ご多忙かと存じますがご出席のほどよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございます。</p>
-----	---